

一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会倫理綱領

前文

一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会（以下「本学会」という。）は、「ゲシュタルト療法を広め、豊かな社会を作り、人々が生き活きと生きる為の活動を行うこと」を目的とする

そのため、会員は常に自己研鑽を図り、体験を通じて知識の習得や能力向上を行い、一人ひとりが倫理綱領に則った行動をとらなければならない。

本綱領が目指すところは、ゲシュタルト療法に関わる人が規範によって守られるだけでなく、会員が自らの専門的な業務及び研究において、ゲシュタルト療法の専門家としての自覚を持ち、社会における共通倫理（コモンモラル）を推進する倫理意識と献身の涵養を達成することである。

（総 則）

第1条 本綱領でいう会員とは、本学会定款及び細則等に則り、会員登録している者をいう。

2 会員は、常に自己の能力向上に努め、且つ心身ともに健全な状態で自らの専門的な業務及び研究に臨むことができるように努める。

3 会員は、広くゲシュタルト療法の普及、啓発に努め、より良い社会環境の実現に奉仕する。

（会員の責務）

第2条 会員は、人種、国籍、宗教、性別、年齢、思想、信条等において差別することなく、多様性を尊重する。

2 会員は、自己の心身の状態を把握し、自己の個人的な状況が自らの専門的業務に影響を及ぼすことを排除するよう努める。

3 会員は、自らの専門的業務において、自己の能力の限界を自覚し、他の専門家・スーパーバイザーの助言を求めるか紹介する等、適切な対応をしなければならない。

4 会員が、自らの専門的業務及び研究等で本学会が作成した以外の資料、著作物を用いる場合は、作成者の承諾を得ること。また、引用する場合は、その出典を明らかにしなければならない。

（守秘義務）

第3条 会員において、会員と対象者との関係は、援助を行う職業的専門家と援助を求める来談者という社会的契約に基づくものであることを自覚し、その関係維持のために以下のことについて留意しなければならない。

（1）秘密保持

会員は、ワークショップや個人セッションで知り得た参加者（対象者）の情報を外部に漏らしてはならない。参加者（対象者）の同意がある場合、又は、危機介入の必要性がある場合はこの限りではない。

（2）情報開示

個人情報及び相談内容は対象者の同意なしで他者へ開示してはならない。開示せざるを得ない場合については、その条件等を事前に対象者と話し合うよう努めなければならない。また、個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録の管理保管には最大限の注意を払い、面接等をテープやビデオに記録する場合は、必ず対象者の了解を得たうえで行わなければならない。

（専門的業務の対象者との関係）

第4条 会員は、その専門的業務において、対象者の利益を最優先に考え、信頼関係の構築に努める。

2 会員は、その専門的業務及び研究の遂行にあたって、対象者に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。

- 3 会員は、対象者との間に、その専門的業務に対する対価以外の金品の授受や金銭の貸借関係、性的関係、もしくはそれに類似する関係に至ってはならない。

(処 分)

第5条 会員が行った本綱領に反する不適切な行為について、倫理委員会からの報告に基づき理事会は倫理違反の行為者に対し、必要に応じて制裁処分を決定し、行うことがある。

- 2 前項処分によっても当該会員に改善が見られない場合、理事会は会員資格の取消し又は会員資格停止等の処分をもってあたるものとする。

附 則

本綱領は2023年 4月 1日より施行する。